

紀伊殿（重倫）の息女は名も方姫と改められました。これをお伝えしたことは至極内々のことですが、ご祈祷のご執行にも関わるかと存じ、内々に申し上げました。ご祈祷の御札をお指し越していただく際には、御札へは何の年の方だとだけお書きになるようにと存

11

追略
紀伊殿息女名も方姫と被相改候右申進候義八至極内々之義二候得共御祈禱御執行二御取計も入可申哉共存候付乍内々申進候御祈禱之御札御指越候ハ、右御札ハ八何之年の方と計御認越被成候様ニと存候以上淺井庄左衛門

りなど無事な出産に対する
安堵の様子が窺われる。
そして続いて到着した写
真の書状であるが、文言
からは紀州家と薬王院の
親密な間柄が見て取れる。

追啓



方姫の命名を伝える書状

之助の時も未だ出生を公儀にも家中にも明らかにしないまま、この場合も同様である。ただ、祈祷に関わるか

高尾山藥王院 の歴史

外山徹 著
(株)ふく出版
TEL042-623-0381
1,900円(税別)



生母を明かさない意図であつたということになる。そこまでして生母の名や子の出生を秘匿せねばならない理由というのではなく、祈祷所を勤める立場としてはそれだけの秘密を共有する間柄であり、信頼があるたということだろう。

おことわり　本連載では史料の引用について、読みやすく、原文に手を加えています。

安永二年（一七七三）九月一九日。二年半の長きにわたり江戸に滞在した和歌山藩主徳川重倫はようやく帰国の途に就いた。『南紀徳川史』には「八月二日当秋お国許へお越しの儀お願ひあい済み」とある。つまり、幕府に帰国を願い出たわけであるが、それは「当年はござ所勞ご保養のためお越しあそばされたき旨、ご内意お伺いのところ勝手次第と仰せ出だされそうろうなり」と、病氣という特別な理由を付しての願い出であった。

安永二年（一七七三）九月一九日。二年半の長きにわたり江戸に滞在した和歌山藩主徳川重倫はようやく帰国の途に就いた。『南紀徳川史』には「八月二日当秋お国許へお越しの儀お願いあい済み」とある。つまり、幕府に帰国を願い出たわけであるが、それは「当年はござ在府年にそとうとも、ご所勞ご保養のためお越しあそばされたき旨、ご内意お伺いのところ勝手次第と仰せ出だされそうろうなり」と、病氣という特別な理由を付しての願い出であった。

道中要用をこなしてのこ
とかもしない。
一方、重倫の帰國と入
れ替わりに榆僧正拌任の
ため京都に赴いていた山
主秀興が帰山した。秀興は
は帰山早々に七月の祈禱書
料受納に対する返礼の書
状をしたためたようで、
家臣の浅井左衛門との
間にしばらく音信が続く
十一月一八日付で次のよ
うな内容の書状が届いて
いる。

の書状が安永二年のものとする証左を挙げねばならない。その手がかりとなるのは後段に雅之助への祈祷の記事が見えることである。雅之助は明和九年（安永元年）八月の出生で安永三年二月に没している。そうすると、元年ないし一年の可能性が残るが、元年十二月の書状にはその年の七月から所労快然の祈祷が続いていることが記されているので、やはりこの重論所労快然は帰国直後の二年十一月のことと判断することができる。

息女誕生　去る八月三日付の書状では、お八百の方の懐妊と安産の祈禱依頼もなされていてが、年が明けて間もなく、浅井からの二月一日付の書状が届く。しかるは子の年の方臨月につき、別してご祈禱ご執行なれ、御札・守護お指し越ししそうろう間、宜しく取り計らい申すべき旨承知「子の年の方」とは変な言い回しだが、前年八

いうことになる。すでに
前段階で臨月を知らせる
紀州家からの通信があつたが、
たか、昨年八月から数えて
てそろそろということと
御札・守護を送ることを
薬王院の側で判断したか
は不明である。なお、こ
の書状には追伸で「紀伊伊
殿ご祈祷絶えずご執行
とはあるが、もはや「所
勞快然」の文字はない。
そして、五日後、浅井半
は息女の無事出生の書状
をしたためている。「紀伊伊
殿妾腹に昨二十四日卯申刻
息女出生いたされ」「何
の障りもあらせられず」「
産婦の方にも何ら障り
もこれ無く」と記される
出生時間まで記している
のは、祈祷の関係がある
のかも知れないが、母子
の無事な様子を伝える下

重倫所勞愧然。方媚出生

明治大學博物館

の
祈
祷
所

葵

の

補
所

(18) そうこう

よつとすると、この快気はほんの一時期のことだったのかもしれない。しかし表向きの事情と内実が異なるかもしれないことは、子女出生の際の秘密の動

月に安産の祈祷依頼のあつたお八百の方の臨時にともなう祈祷に関しての通信である。文意からすると、葉院の側から祈祷をして御札・守護を